



SSKS 療育ねっとわーく川崎

2013年6月20日発行
No.160 (2800部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり

みんなの伝言板 6月のカレンダー

ご感想は e-mail : kouhou @ rond. jp までどうぞ
☆編集メンバー 遠藤・佐藤・谷・七瀬・前田・和田



はいきんぐくらぶずんずん

日曜日に開催予定
☆多摩川を歩く会です。障害のある方もない方も、みんな楽しく歩いています。サポーター募集中!

代表：桑原由起子
副代表 渡辺百合子・三浦ルイ子
お問合せは Rond・福田まで

マイライフ・カワサキ

☆第2火曜日予定
れいんぼう川崎で行います
お問合せは Rond・和田まで



豊かな地域療育を考える連絡会

第3木曜日の予定です
問い合わせ先 サポートセンター Rond

こんなとき どうするの

川崎市では、「在宅重度障害者(児)やさしい住まい推進事業」というのがあって、療育センター等の専門機関が入って、支援が受けられます。お子さんの場合ですと、療育センターにご相談されるとよいでしょう。西部療育センターの方に聞いてみました。

改装が必要となったら、最初は、ご家族が療育センターに相談に行きます。相談すると、療育センターPTが家庭を訪問し、お子さんの障害状況や家の状況を見て、どのような住宅改装が必要か、アドヴァイスをしてくれます。この時、大体いくらからいかかるかも、教えてもらえます。その後、居住地の福祉事務所に行くと、住宅改業者などを紹介してくれます。業者に見積もりを依頼し、その見積もりを役所に提出し、認められれば、着工できます。☆改装には、給付が受けられると聞いたのですが、

ボランティア大募集

楽しいイベントをたくさん企画中です
一緒に楽しみましょう
夏期療育キャンプ

- 日程：8月23日 11時集合～8月25日 13時解散
当日の11時～12時はオリエンテーションがあります。
- 場所：川崎市青少年の家(宮崎台)
……田園都市線宮崎台駅下車
ボランティアさんは、参加費・食事無料
- ボランティア申し込み・お問合せ先
川崎市重症心身障害児(者)を守る会 谷口
Tel & fax 044-952-1702
- 主催団体 全国重症心身障害児(者)を守る会

重い障害のある方々が楽しみにしてくださっている夏期交流キャンプは、ボランティアさんとの出会いがなよりのプレゼントです。とにかく一緒に楽しむことが目的の夏のイベントです。宿泊可能な方は、特に大歓迎です。療育キャンプと一緒に楽しめるよう、ぜひ多くの方のご参加をお待ちしています。

放課後ネットかながわ第7回学習集会

今年は、「ヘルパー事業所での通学支援」と、「重症心身障害児の放課後等デイサービス」と2カ所の報告です。
日時：平成25年6月30日(日)
時間：13時30分開始(13時開場)～15時30分
報告者：NPO法人パーソナルサービストムトムヘルパー事業所 ぶんぶん(平塚)
NPO法人障害児・者・家族サポート事業所スプラウト(平塚)
講演会：田中祐子氏(まつぼっくり子ども教室所長・全国放課後連事務局長次長)
参加費：1000円
会場：ひらつか市民活動センター
JR平塚駅南口から徒歩2分
連絡先：Tel・Fax 045-800-5761

Q 高校生になって、娘のからだも成長し、体重も増えてきました。小さい頃は、父親がお風呂に入れていましたが、この頃は、父親のほうにも抵抗があるようです。でも、私だけに入れるのはとてもきつくなってきました。将来を考えると、住宅改装をしてリフターを入れたほうがよいかと思います。でも、どこに頼んだらよいか、どんなものがあるのかわかりません。どうすればいいですか。

住宅改装に、限度額100万円、自立促進用具として限度額100万円の給付が受けられます。ただし、給付は、ご家族の世帯所得によって、決められた負担率による負担があります。また、着工した後は、給付が認められませんので、早めに相談された方がよいですね。

この給付を受けるためには、療育センターや更生相談所・れいんぼう川崎などの専門機関によって、改装が必要かどうかの審査が必要となります。☆どんな人が給付を受けられますか。

- 住宅設備の改良の場合は、以下の方が給付を受けられます。
- 1 身体障害者手帳をもっている方で、障害の程度が1級・2級の方
 - 2 知能指数が35以下の方
 - 3 身体障害者手帳をもっている方で、障害の程度が3級かつ知能指数が50以下の方

☆お風呂に入れるのが

大変なので、改装したいのですが、お風呂場を改装し、リフターを取りつけて入浴する場合は、日常生活用具として支給を受けることができます。

☆リフターをつかひこなせるか、ちよつと心配です。
リフターをつけることに抵抗のある方も、多いようですが、安全に介護ができ、介護者の負担も軽減する優れた機器が出ています。導入に際しては、お試しで機器を貸して下さる業者もありますから、納得できるまで試されることをお勧めします。また業者さんによっては、ヘルパーにもリフターの使い方の講習をしてくれるところもあります。

今月号の目次

- 1 こんなときどうするの.....1
- 2 当事者からの発言「パソコンを.....2
- 3 療育ねっとわーく.....3
- 4 夏休みのお願い.....5
- 5 かおるさんからのお便り.....6
- 6 仮設住宅歌正ライブ.....7
- 7 5月のカレンダー.....8

会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンターRond
Tel 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/ (会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費一口 2000円

リフター研修



5月のヘルパー会として、ネットを使ったリフターの研修を開催。講師に福祉機器の販売や住宅改修を専門とされているクリエイティブオフィスの阿部さんをお迎えして、機器の説明、取扱い方、実際にお互いにネットを使ってリフターで上がったみるなどの実習を行いました。

それぞれ上昇、下降のボタンがあり、どちらでも介助の場面で使いやすい方を使うことができます。本体にはそのほかに緊急ボタンがついています。これは、リモコンや本体のボタンがきかなくなった時や、バッテリー切れなど動かなくなった時に、とりあえず、下におろすことができるボタンです。



フィッティングをしてみてから、決めてみるというでしょう。ネットは140kgぐらいまで持ち上げることができます。

○実習

シートタイプのもの以外は、車いすに座ったままで着用することができます。まず、ネットの中心を背中の中心線を合わせて、お尻の下まで深く差し込みます。太ももの外側から添わせるように前に持ってきて、股の間から出します。この時、左右差がないように調整します。ネットのひもをリフターにかけたら、車いすのブレーキを外してフリーにしておきます。車いすから上がる時に、体が振れてしまうので車いすの動きでこれを逃がします。（介助の時に車いすのブレーキは必須だと思っていたので、びっくりでした！）

○ネットについて

体を包んで持ち上げるネットには、大きく分けて3種類あります。ベルト2本でそれぞれ上半身と下半身を支えるタイプのもの、股から通す脚分離タイプのもの、体をフラットに包むシートタイプのものであります。また脚分離タイプでも、体の下半身だけを包み込むハーフトタイプや、首までキープできるフルフラットなど、それぞれ特性があるので、どれを選ぶのかはご本人の体の状態や介助者の利便性などを見ながら決めていきます。いろいろな種類のものがありますので、まずは



相談支援事業再編についての回答に対する意見書への回答書

1.分離独立について

相談支援における「直接支援」につきましては、「直接支援」の捉え方にもよりますが、例えば福祉サービス導入に至る前段階で当事者との関係性を築くことが必要な場合や、サービスの必要性を検討する場合のように、状況によっては相談支援専門員が直接的な支援を行うことが必要な場面があると考えています。

例として通院介助で考えた場合、相談支援専門員が通院へ同行して関係性を築き、サービスの必要性を検討したのち、通院に係る直接的な支援のために同行による支援が継続的に必要と判断した場合には、当事者の方と相談しながら福祉サービス導入を検討することが必要であると思われま。相談支援専門員には、必要に応じて直接的な支援を行いつつも、ニーズを適切に把握し、適切な資源やサービスの情報提供を行い、多様な資源に結び付け、資源がなければ資源の開発を行ってニーズを充足するような包括的な活動が求められています。

何に困っていてどこに相談すればよいのかわからない状態にあるような方からの相談を、年齢や障害種別に制限するのではなく、丁寧に受け止め、必要なサービスを調整したり、適切な関係機関等へ繋げたりすることが必要であり、それを実現するためにも相談にいきやすい環境にてワンストップで相談を受ける必要があると考えています。相談支援センターによって得意とする障害分野が異なっておりますので、各相談支援センターがそれぞれの強みを活かし、必要に応じて関係機関と連携を取りながら適切な支援を行える体制を目指しています。

御指摘のとおり、川崎市議会においても「障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書」を提出しています。現行の制度は種々の課題を抱えておりますが、当事者の方々が希望する暮らしの実現に向け、今後も川崎市として相談支援事業の推進に取り組んでいきたいと考えています。

2.基幹型・地域型・指定の区分けについて

基幹相談支援センターが関わる相談支援としては、複雑な生活課題を抱えている方への支援等を想定しています。他相談支援専門員への指導、助言等も含めて、一律に明確な基準を持って判断するものではなく、個別の状況に応じて対応していくことを考えています。

相談先については原則として居住区の相談支援センターとしていますが、交代につきましては、当事者の方による同意を得た場合にのみ行うこととしています。交代にあたっては、一定の期間を設け、各相談支援センターには懇切丁寧に説明していただくようお願いしているところです。当事者の同意が得られない場合やこれまでの支援経過等の観点から相談支援センターの交代が望ましくない場合には、当該相談支援センターによる支援を継続することとしています。ご理解ご協力いただけましたら幸いです。

3.周知と支援体制について

ご指摘の通り、「選択肢が見つからず、家族や介護者が倒れる」、「本意ではないが施設に入る」、「将来を悲観して最悪のケースを選択してしまう」という事態が起きる前に相談支援に繋がる必要があり、そのため手段を講じる必要があります。相談支援の存在を知らず、または知っていてもいけずに悩み苦しんでいる当事者、ご家族、関係者の存在が少しでも減り、お困りの方々が、安心して希望する暮らしを送ることができるように、今回、市民の身近な場所に相談支援センターの設置を行いました。今後につきましては、ご指摘いただきました事柄を十分に留意しながら、相談支援事業の更なる周知・充実に向け、今後も取り組んでいきたいと考えています。

貴重なご意見をありがとうございました。こうした声が出ていることを真摯に受け止めてまいりたいと存じます。そのうえで、障害の有無に限らず、基本的な人権を有する個人としての尊厳にふさわしい暮らしが送れるように、そして安心して希望する暮らしを送ることができることを目指し、川崎市として今後も相談支援事業を進めていきたいと考えています。今後とも川崎市の障害福祉施策へのご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

明日香のたまてばこ



今日は。梅雨ですねえ……。外出できず、家にこもりがちになっているような、なっていないような。5月末に、大事件発生！なんと、電動で転倒してしまいました。電動車椅子に乗り始めて、初めての経験でした。そんなに怪我也無かったのですが、病院へ行くなどみなさんに迷惑をお掛けしてしまいました。気をつけないとだめですねえ。

5月末に、ヘルパーさんと桜本市営住宅を見に行きました。5月中旬に、市営住宅供給公社から封書が届いたんです。今頃の時期に何だろう？と思い開いてみると、桜本住宅新築入居申し込みの手紙でした。えっ！と一瞬目が輝きました。住所を見てみたら、川崎駅からバス。うーん、新築はすごい魅力的。だけど、川崎の端っこはなあ。心が揺れ動かされました。川崎の端は南部。ヘルパーはこちらは全く使えなくなり、南部の事業所を開拓しなきゃだめ。相談支援もせっかく新しい人を紹介してもらったのに、それも一からやり直しになってしまう。本当にどうしよう?????悩んでい

てもしようがないので、一度見に行ってみる事にしました。

訓練がない水曜日、ヘルパーさんといざ出発！川崎なんか、普段は遠くて殆ど行きません。久々でした。駅からバスで20、30分。結構乗りごたえがありました。バスを降りてからも少し歩き、やっと目的地に到着。初めて行ったのもあり、とても遠く感じました。

住宅自体は、すでに立て始めていました。外側はもう出来ていて、さすが新築だけありとても綺麗でした。実際に見てみると、もつと魅力的でうーんうーんと唸り続けていました。でも、住宅街で静かは静かなのですが、周りにお店などは一つもありません。川崎駅に出るか、途中の大きなスーパーまでバスで出るしかありません。やはり、歩ける距離にスーパーかコンビニは一件ぐらい欲しいですよ。

散々悩んだあげく、今回は諦める事にしました。相談支援も見つかり、動き始めたばかりです。多摩区で頑張ります。

鈴木明日香

■ ロンドの環境整備 ■

*石川勝利さん

昨年の11月からロンドにこられました。ロンドの環境整備全般をお願いしています。

ロンドのスーパーマンと呼ばれています。

この間に、修理したCDデッキが7台、ロンドにある24台のエアコンの清掃洗浄、電子レンジの修理2台、ロンドの案内板(お気づきですか)、本部とぶ板の取替え(自転車落ちなくなりました)、フロアリングのワックスがけ等々。「こわれた」「つまつた」「汚れた」「危ない」「出ない」「出すぎだ」…となると、「いしかわさくん」と呼ばば飛んできて即解決。マーチのお隣に住んでいるので、即行。

走行重機から調理師まで26のライセンスの持ち主。高圧洗浄機やスチーマーやら、チェンソーやら、持っている道具もすごい。そして、冬でも裸足で風邪をひいたことは無いとか。やはりスーパーマンです。

療ねひろば

■第10回療ねひろば
5月15日開催 参加者 親18名 当事者2名

事務局から
◎療ねひろばとは療ねを利用していただく当事者と親の会 8月を除いて第3水曜日に開催

☆総会の内容の報告

【将来のこと】
☆施設の見学に親子で行った時、入居者が率先して案内してくれた。子どもはひとりトイレにいけなと話したところみんなが関わってくれ、と聞き将来はここ、と思った。が難しい。
☆ソレイユに入所している。25年

度から総合支援法になり本人との契約になるから後見人をつけなければならぬといわれ親が後見人になった。
☆後見人になって、本人のお金を正当な理由で使える範囲が広いことがわかった。
☆施設に対して、後見人としての立場だと言いやすい。
☆後見人のメリット・デメリットを見極めていかないと
☆金銭面だけではなく身上監護も当然必要な。

☆親だから安心できる
☆お父さんと権利擁護の方と複数後見人になっている。契約書や個別支援計画のことがよくわかっていて素晴らしかった。本人を散歩に連れて行ったりしていた。第3者後見人がいい人にあたればね。
☆後見制度、介護保険制度と同時に作られた制度なので見直されていくと思う。
☆裁判所って固いイメージで敷居が高いと思われているがそうではなかった。
☆お金のことは難しい、この間横領事件があったように余計悪いほ

うに考えてしまう。
☆後見人をお願いしたら最初の万円支払ったがその後一回も会いにこなかった。
☆あんしんセンターで市民後見人を養成するという話がある。親たちも参加して勉強してもいいかな

*調べました
7月27日13時30分から総合福祉センター 申込締切は7月12日
問い合わせ先 川崎市あんしんセンター 044(739)8727
☆お友達同士でお互いの子の後見人になるのもいいかな。
☆親が後見人必要な年齢になってきているかな。
☆小さいときからの貯蓄を将来にむけて整理しようと思えば本人と一緒にいったら手続きができた。
☆こうやって皆で話すことでいろいろわかる。いいことも悪いことも
☆海外は障害者に対しての接し方が違う。本人と海外旅行を楽しむことができた。

☆アパート暮らししている バリアフリーの公営住宅もなかなか当たらない 単身だとより難しい

将来はケアホームに入るしかないかなと思っている。
☆グループホームも楽しいかなと思うのだけど好きなようには過ごせないのかな
☆どういう生活をしたいかで、選んでいく 1人暮らし、ケアホーム、そのほか
☆ケアホームは本人が嫌だと言っている。

☆ケアホームに入居してからコミュニケーション手段が増えた。
☆ケアホームの見学をしたい。候補としてルマサヤ。
☆ケアホームとか、当事者が見守りをして何かあったら連絡をいれることはできるよね。

連絡事項

☆生田緑地商店街のおまつりの時、トイレとちよつとした休憩場所として2号館を開けておく↓ロンド本部に変更します
次回の療ねひろばは7月17日「桜の風」の見学会になります
☆これからもたくさんたくさん話しましょう。 佐藤 良子

第13回 療育ねっとわーく川崎 定期総会の報告（事務局 前田龍郎）

日時：平成25年 6月20日（木）10:30～12:30

場所：アトラスタワー向ヶ丘遊園 2F

アソシエCHACO 会議室（レンタルフロア）

ロンドからほど近く、みんなとの距離感が丁度いいスペースでした。

正会員 154名中、66名の方が出席され、70名の方から委任状をお預かりしました。

江川先生の挨拶

障害者の差別を禁止する法律（障害者の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が昨日国会で成立しました。

合理的配慮という言葉 皆さん聞いたことがありますよね。例えばレストランに入って目が不自由なので、誰かにメニューを読み聞かせてもらう、外来で病院に行ったときに耳が不自由な人には言葉ではなく筆談で行うような配慮することを合理的配慮とする。これは普遍的な意味合いで全ての生活の場において、行政は合理的配慮を行わなければならない。

何年か前に民間のホテルの障害者用の駐車場をちゃんと使えるようになっていなかったり、お部屋が用意されていなかったりした。それは、日本では仕方がないとされていたが、アメリカではこのようなことは大変な恥となっている。どのホテルもそういうものに対する配慮をすべきであるという考え方である。少なくとも行政は配慮をすべきである。

療育ねっとわーく川崎ではいつも制度の狭間に目を向けて、何とかならないものかと考えて、一つ一つこつこつやってきた。

例えば医療的ケアに関しては法律に基づくたんの吸引とか経管栄養の注入とかを非医療職である介護職が合法的に法律に基づいて医療をおこなっている。しかし、その中には酸素ボンベが使えなかったり、人工呼吸器が使えなかったりと一つの制度では救われない方、抜け落ちてしまう方がいる。そういうところに常に目を向けて一緒に生活をしていく。一人一人が楽しく生活するにはどうすれば良いかという単純な目標に向けて、私たちは何が出来るのかを考えるのが療育ねっとわーく川崎である。制度は常に変わっているが、生活者に寄り添って活動というのが大事だ。

山田町被災地支援の活動もある意味生活者に寄り添うというのが根底にある。13年目の活動を迎えたが、これからも皆さんと協力して地道な活動をコツコツとやっていきたい。

☆今回、皆様で確認して、皆様で決めた事は、次の8つです。

第1号議案 任期満了による役員改選

監事の飯野雄彦さんが辞任されました。理事の花井丈夫さんが後任監事になります。新任理事として、ロンド2号館館長の美濃口 裕さんが推薦・承認されました。

第2号議案 2012年度（2012年4月1日～2013年3月31日）事業報告

ネットワーク事業～様々なサポート事業など、昨年度の活動を報告しました。特別報告として防災委員会の設置準備の状況をお伝えしました。

ヘルパー用、職員用 2種類の【防災マニュアル】を作成、配布
【災害時おたすけカード】を利用者に配布
【非常持ち出し品】【備蓄品】を本部、2号館、マーチ、ROCK!、送迎車それぞれに配備など



岩手県山田町より下村朱美さんにお越しいただき、大震災・大津波当時の貴重な体験談や、復興への大変な状況などお聴きすることが出来ました。そして防災準備には様々な経験を活かしていかなければいけないという事を、様々な体験事例を交えお話し頂きました。

第3号議案 2012年度（2012年4月1日～2013年3月31日）決算報告及び会計監査報告

上記に関わる、一年間の会計報告（収支計算書報告～貸借対照表など財務諸表による報告と部門別の）をしました。

第4号議案 実のある相談支援を実現するために・・・当事者による相談支援事業の開始

松浦明美さんより、当事者が社会で生活するためには、状況がよく分かっている当事者が相談支援をすべき・・・まずは総会で会員の皆様にご賛同頂きたい・・・今後、佐藤紀喜さん 和田正義さんと共に具体的な内容を詰めていきたい、との提案を頂きました。→ 全会一致で可決

第5号議案 訪問看護ステーション 検討委員会設置の提案

江川理事長より、児童デイ・生活介護をはじめ、特に最近ニーズが高まってきたのは医療的ケアを必要とする方々の利用であり、この分野は既存の障がい福祉事業がなかなか追いつかない状況が続いている。療育ねっとわーくの仕事の中に、医療機関でもある訪問看護ステーションを設立し医療的支援を構築することで、福祉事業とのコラボレーションを図っていく事が必要、との提案を頂きました。→全会一致で可決



第6号議案 新規放課後等支援事業 検討委員会設置の提案

佐藤伸吾さんより、障がい児放課後支援の強化として、今、ほとんどのタイムケアで受入できていない重度重複障害児や車いす利用者などが安心して放課後を過ごせる新規放課後支援事業を検討する委員会を設置したい、との提案を頂きました。→全会一致で可決

第7号議案 2013年度（2013年4月1日～2014年3月31日）事業計画（案）

今年度の年間活動方針から、様々な事業活動の計画を、会員の皆様のご意見を頂きながら、すり合わせ、確認、決定しました。

第8号議案 2013年度（2013年4月1日～2014年3月31日）予算（案）

上記、事業計画（案）に伴う予算を、皆様と確認、決定しました。